

令和 3 年度原子力総合防災訓練

実施計画（概要版）

令和 4 年 2 月

内閣府（原子力防災担当）

第1節 令和3年度原子力総合防災訓練の概要

1 目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練である。

令和3年度の原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施する。

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「女川地域の緊急時対応」に定められた避難計画の検証
- (4) 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和4年 2月10日（木）15:00～18:45

2月11日（金） 8:30～17:00

2月12日（土） 8:30～13:00

3 対象となる事業所

東北電力株式会社 女川原子力発電所

4 実施場所

東京都

首相官邸、内閣官房、内閣府、原子力規制委員会 等

宮城県

宮城県女川オフサイトセンター、宮城県庁、女川町役場、石巻市役所、登米市役所、東松島市役所、涌谷町役場、美里町役場、南三陸町役場 等

その他

東北電力株式会社、女川原子力発電所

等

5 参加機関

5.1 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、

外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

5.2 指定地方行政機関等

東北管区警察局、東北総合通信局、宮城労働局（石巻労働基準監督署）、東北地方整備局、東北運輸局、東京航空局仙台航空事務所、東北地方測量部、仙台管区気象台、第二管区海上保安本部、東北地方環境事務所、東北防衛局、陸上総隊、陸上自衛隊東北方面隊、航空総隊、航空支援集団、海上自衛隊横須賀地方隊、女川原子力規制事務所 等

5.3 地方公共団体等

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町、警視庁、埼玉県警察本部、宮城県警察本部、県教育委員会、仙台市消防局、石巻地区広域行政事務組合消防本部、登米市消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 等

5.4 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、東日本電信電話株式会社宮城事業部、日本赤十字社宮城県支部、東日本高速道路株式会社東北支社 等

5.5 指定地方公共機関等

公益社団法人宮城県トラック協会、公益社団法人宮城県バス協会 等

5.6 原子力事業者

東北電力株式会社、東京電力HD株式会社、美浜原子力緊急事態支援センター

5.7 その他

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、一般社団法人宮城県薬剤師会、一般社団法人石巻薬剤師会、宮城県漁業協同組合、渡波漁船漁業協同組合、一般社団法人宮城県タクシー協会、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人東北大学病院、日本赤十字社石巻赤十字病院、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター、公益社団法人宮城県放射線技師会、シーパル女川汽船株式会社、潮プランニング株式会社、網地島ライン株式会社 等

5.8 訓練参加機関等

参加機関 128 機関

人数 約2,270人

[内訳] 指定行政機関等	21 機関	約300人
指定地方行政機関等	22 機関	約340人
地方公共団体等	48 機関	約920人
指定公共機関等	7 機関	約 30人
指定地方公共機関等	4 機関	約 6人
原子力事業者	3 機関	約620人
その他関係機関	23 機関	約 60人

(参加登録等集計値)

6 実施概要

6.1 事故想定

宮城県沖を震源とした地震、津波が発生する。これにより、運転中の女川原子力発電所2号機は緊急停止する。さらには、設備の故障が重なり、残留熱除去機能、原子炉注水機能が喪失する事象が発生し、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至る。

6.2 訓練の流れ

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、以下に示す3項目を重点項目として実施する。

項目1 迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、テレビ会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣（原子力防災担当）、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設（宮城県女川オフサイトセンター（以下「OFC」という。））、原子力施設事態即応センター（東北電力株式会社本店）等に派遣する。

項目2 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定

官邸、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、OFC、宮城県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立する。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。あわせて、防護措置の実施等に関する意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

項目3 県内への住民避難、屋内退避等

- ① 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域（以下「P A Z」という。）やP A Zに準じた避難等の防護措置を準備する区域（以下「準P A Z」という。）内の住民の県内への避難を行う。また、緊急防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図る。
- ② 緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。
- ③ 放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）の基準に基づき、O I L 2の基準を超過したことに伴い、U P Z内の一部地域の住民について、安定ヨウ素剤の緊急配布、県内への一時移転、避難退域時検査等を実施する。

6.3 訓練の開始及び終了

訓練は、2月10日（木）15:00に開始し、初動体制の確立から原子力災害対策本部等の運営等を行い、2月12日（土）13:00に終了とする。

7 訓練評価の実施

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、教訓の抽出等を行う。訓練に参加した関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された教訓等を検討し、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの検討・改善等を行う。

8 その他

実際の災害の発生又は警報発表などの災害発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止又は一部変更等を行う。また、訓練の実施においては、新型コロナウイルス感染症対応に十分な注意を払うこととする。

なお、訓練本番に先立ち、職員等の練度向上を図るため、宮城県は令和4年1月17日に、避難退域時検査等訓練及び避難所受付ステーション開設、運営に係る事前演習を実施している。

第2節 訓練細部実施要領

1 本部等運営に関する訓練項目

1.1 原子力災害対策本部等の運営

1.1.1 訓練概要

警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う。

1.1.2 参加機関

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

1.1.3 訓練内容

(1) 首相官邸・内閣府本府

首相官邸・内閣府本府に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置して各本部を運営するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議を開催し、各本部における情報共有、連絡、防護措置の実施に係る意思決定等を行う。

なお、原子力災害対策本部会議の訓練については、首相官邸、OFC 及び関係地方公共団体間でのトップ同士による意見交換や要請を直接行う訓練も含めて実施する。

(2) ERC

ERC に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態における原子力事故対策本部、全面緊急事態における原子力災害対策本部の設置に伴い、首相官邸の各機能班と連携し、オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理を行うとともに、住民の避難等に係る指示等の案及び関係資料の作成、決定した内容の現地本部への伝達等を行う。また、広報業務については、指定された広報官による報道対応訓練（模擬記者会見）、国際業務については、IAEA の枠組みによる適切な国際通報を実施するとともに、海外関係機関への情報共有等に関する ERC 及び外務省の対応手順等の確認を行う。

(3) 原子力被災者生活支援チーム

原子力利用省庁に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種対応業務を行う。全面緊急事態の発生に備え、原

子力被災者生活支援チーム設置等に関する準備を行うとともに、各拠点の機能班と連携し、オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理を行うとともに、被災住民に対する支援施策の実施に向けた検討等を行う。

1.2 県災害対策本部等運営

1.2.1 訓練概要

発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、テレビ会議システム等を活用し、ERC・OFC 等との間で継続的な情報共有を図る。

1.2.2 参加機関

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町 等

1.2.3 訓練内容

地域防災計画等に基づき、原子力発電所の緊急時の災害警戒体制及び災害対策本部体制における通報、本部会議の設置・運営等を行うとともに、テレビ会議システム等を活用し、関係機関との情報共有等を実施する。また、OFC に連絡員等を派遣する。

1.3 県現地災害対策本部等運営

1.3.1 訓練概要

発電所の事故進展に応じて、OFC に現地災害対策本部を設置し、NISS 等を活用し、県災害対策本部や OFC との間で継続的な情報共有を図る。

1.3.2 参加機関

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町 等

1.3.3 訓練内容

地域防災計画等に基づき、OFC に現地本部を設置し、その運営等を行うとともに、NISS 等を活用し、本部との情報共有等を実施する。

1.4 オフサイトセンター運営

1.4.1 訓練概要

OFC 内組織の運営（原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体等との具体的対策の検討調整等を行う。

1.4.2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（東北電力株式会社） 等

1.4.3 訓練内容

(1) OFC の立ち上げ

警戒事態の発生に伴い、原子力防災専門官は OFC の立ち上げを行う。

(2) 現地事故対策連絡会議の運営

施設敷地緊急事態の発生に伴い、原子力防災専門官が中心となり、関係地方公共団体等の参集者を統括し、関係機関間の情報共有等を図るため、現地事故対策連絡会議を開催する。また、現地に派遣した国、関係地方公共団体等の要員到着後も、現地における詳細な情報共有や、全面緊急事態への進展に備えた対応を検討するため、継続的に現地事故対策連絡会議を開催する。

(3) 原子力災害現地対策本部の設置・運営

全面緊急事態の発生後は、内閣府副大臣（原子力防災担当）を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置して、現地対応の総合調整に係る本部運営を行う。また、報道対応（模擬記者会見）を実施する。

(4) 原子力災害合同対策協議会の運営等

全面緊急事態の発生を受け、政府の原子力災害現地対策本部、関係地方公共団体の災害対策本部等は、相互の情報共有、緊急事態応急対策の検討、意思決定等を行うため、内閣府大臣官房審議官を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を開催する。

2 その他訓練項目

2.1 緊急時対応要員参集

2.1.1 訓練概要

発電所の事故進展に応じて、各拠点に参集することとなっている緊急時対応要員の参集を実施する。

2.1.2 参加機関

指定行政機関等、指定地方行政機関等、地方公共団体等、指定公共機関等、指定地方公共機関等、原子力事業者（東北電力株式会社） 等

2.1.3 訓練内容

発電所の事故進展に応じて、各拠点に参集することになっている各組織に所属する緊急時対応要員は、参集及び初動体制の確立を行う。

また、内閣府副大臣（原子力防災担当）等の現地への派遣に係る下記のような調整等を行う。

(1) 警戒事態における緊急輸送の調整

警戒事態の発生に伴い、更なる事態進展に備え内閣府副大臣（原子力防災担当）及び内閣府大臣官房審議官等を OFC へ、原子力規制庁担当職員を東北電力（株）本店（事態即応センター）へ派遣する準備を行う。また、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送の支援の準備を要請する。

(2) 施設敷地緊急事態における緊急輸送

施設敷地緊急事態の発生に伴い、原子力事故対策本部は速やかに緊急輸送関係省庁に対して緊急輸送の支援を要請し、内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府大

臣官房審議官、担当職員等を OFC へ派遣する。また、原子力規制庁担当職員を東北電力（株）本店（事態即応センター）へ派遣する。派遣に当たっては、状況に適合した柔軟性のある移動計画の作成に留意する。さらに、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁、指定公共機関等に対し、原子力事故現地対策本部要員となる関係職員の派遣準備を要請する。

(3) 全面緊急事態における緊急輸送

全面緊急事態発生に伴い、原子力災害対策本部事務局は、民間輸送手段等を活用して関係省庁の派遣要員を原子力災害現地対策本部等に派遣する。

2.2 緊急時通信連絡

2.2.1 訓練概要

緊急時における防災関係機関相互の迅速かつ正確な情報伝達体制を検証し、防災業務従事者による通信設備や機器の運用方法についての習熟を図る。

2.2.2 参加機関

指定行政機関等、指定地方行政機関等、地方公共団体等、指定公共機関等、指定地方公共機関等、原子力事業者（東北電力株式会社） 等

2.2.3 訓練内容

原子力事業者通報内容や、原子力災害合同対策協議会で決定した応急対策の内容について、関係機関とメールや FAX、テレビ会議システム等により通信連絡を行うとともに、通信設備・機器の操作方法等の習熟を図る。

2.3 国、地方公共団体、実動組織等の連携

2.3.1 訓練概要

国、地方公共団体、実動組織、事業者等の間で、事態の進展に応じて必要な情報共有、連絡調整等を行う。

2.3.2 参加機関

指定行政機関等、指定地方行政機関等、地方公共団体等、指定公共機関等、指定地方公共機関等、原子力事業者（東北電力株式会社） 等

2.3.3 訓練内容

警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の各段階において、各機関・各拠点間での情報共有、連絡調整等を行う。特に、宮城県庁や OFC に設けられる実動組織や事業者の前方調整所と現地本部等との間における情報共有、連絡調整、対応方針検討、意思決定などを適時適切に実施する。

2.4 緊急時モニタリング

2.4.1 訓練概要

緊急時モニタリング実施計画の策定等を行うとともに、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が連携して、緊急時における環境放射線のモニタリン

グを行う。

2.4.2 参加機関

内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、宮城県、原子力事業者（東北電力株式会社）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

2.4.3 訓練内容

(1) 警戒事態における訓練内容

宮城県において、宮城県モニタリング本部を設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。また、原子力規制委員会は、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の立ち上げ準備を開始とともに、宮城県及び原子力事業者からの情報収集等を行う。

(2) 施設敷地緊急事態以降における訓練内容

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、宮城県及び原子力事業者等と連携して、EMC の立ち上げ、緊急時モニタリングの実施、関係者間における緊急時モニタリング結果の情報共有等を行う。

2.5 PAZ 等地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難

2.5.1 訓練概要

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、PAZ 及び準 PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、避難等を実施する。

2.5.2 参加機関

宮城県、女川町、石巻市 等

2.5.3 訓練内容

(1) 警戒事態

警戒事態の発生に伴い、事態進展の可能性を踏まえ、原子力事故警戒本部からの要請に基づき、自然災害の対応にも留意しつつ、PAZ 及び準 PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を実施する。

(2) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、施設敷地緊急事態要避難者は、自然災害の対応にも留意しつつ、国、地方公共団体、関係機関との調整により避難手段が定まり次第、指定された避難所に避難を開始する。また、避難すると健康リスクが高まる者は、あらかじめ定められた放射線防護対策施設等に移動を開始する。

2.6 PAZ 等地域内の住民避難

2.6.1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ 及び準 PAZ 内の住民について、避難先の調整、輸送手段の確保等を行うとともに、安定ヨウ素

剤の服用を行った上で、県内への避難等を実施する。

2.6.2 参加機関

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町 等

2.6.3 訓練内容

原子力災害対策本部からの指示を受け、PAZ 及び準 PAZ 内の一般住民について、自然災害の対応にも留意しつつ、避難先の調整、輸送手段の確保等を行った上で、指定された県内の避難所への案内、避難者の受入れ等を行う。

2.7 UPZ 内住民の屋内退避

2.7.1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、UPZ 内の住民等の屋内退避や各機関の情報伝達等を行う。あわせて、屋内退避の意義等の理解促進を図る。

2.7.2 参加機関

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町 等

2.7.3 訓練内容

原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、UPZ 内の自宅、保育園等において屋内退避を実施する。また、屋内退避の意義等に関する広報等を行う。

2.8 UPZ 内一部住民の一時移転

2.8.1 訓練概要

OIL2 の基準を超過したことに伴い、UPZ 内で屋内退避中の一部住民について、一時移転先の調整、輸送手段の確保等を行い、県内の UPZ 外への一時移転を実施する。あわせて、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行うとともに、避難退域時検査等場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染を行う。

2.8.2 参加機関

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町 等

2.8.3 訓練内容

(1) UPZ 内一部住民の一時移転

屋内退避中の一部住民は、あらかじめ避難計画等により定められた一時集合場所に集合し、手配されたバス等に乗車して指定された県内の避難先に向けて一時移転を実施する。一時移転の実施に当たっては、一時集合場所等において一時移転を行う住民への安定ヨウ素剤の緊急配布・服用を行う。

(2) 避難退域時検査及び簡易除染

避難先に至る経路近傍上に設置した避難退域時検査等場所において、避難退域時検査を行い、状況に応じ簡易除染を実施する。簡易除染後も除染が必要な住民を原子力災害拠点病院に搬送する。

2.9 安定ヨウ素剤緊急配布・服用

2.9.1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ 等地域内の住民避難を実施する際、安定ヨウ素剤の緊急配布・服用を行う。また、OIL2に基づく、UPZ 内一部住民の一時移転等を実施する際、住民への安定ヨウ素剤の緊急配布・服用を行う。

2.9.2 参加機関

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町 一般社団法人宮城県薬剤師会、一般社団法人石巻薬剤師会 等

2.9.3 訓練内容

2.6 及び 2.8 の訓練実施時に、住民への安定ヨウ素剤の緊急配布・服用（模擬）を行う。

2.10 避難退域時検査・簡易除染

2.10.1 訓練概要

OIL2に基づき、UPZ 内一部住民の一時移転等を実施する際、避難経路上に避難退域時検査等場所を設置し、避難用車両、住民の避難退域時検査及び簡易除染を行う。

2.10.2 参加機関

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町、東北電力株式会社 等

2.10.3 訓練内容

2.8 の訓練実施時に、避難退域時検査及び簡易除染を行う。

2.11 原子力災害医療

2.11.1 訓練概要

原子力災害医療訓練では、①UPZ 内医療機関からの入院患者の搬送訓練、②避難退域時検査等場所からの除染必要者搬送訓練を実施する。なお、本訓練は訓練の一部を情報連絡訓練として行う。

①UPZ 内医療機関からの入院患者の搬送訓練

OIL2 の判断に基づき一時移転する UPZ 内医療機関における転院搬送について、宮城県災害対策本部と関係機関間で調整の上、転院搬送調整手順の確認を行う。

②避難退域時検査等場所からの除染必要者搬送訓練

OIL2 の判断に基づき一時移転する住民が、避難退域時検査等場所において健康状態が悪化し、かつ、OIL4 超過のため除染が必要となったことを想定し、救急車等による搬送を行い、搬送先の医療機関において、傷病者の汚染検査、除染、救急処置等を行う。

2.11.2 参加機関

①UPZ 内医療機関からの入院患者の搬送訓練

宮城県、日本赤十字社石巻赤十字病院、石巻市立病院、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター、国立大学法人東北大学、仙台市立病院、大崎市民病院、みやぎ県南中核病院、仙台市消防局、石巻地区広域行政事務組合消防本部、塩釜地区消防事務組合消防本部

②避難退域時検査等場所からの除染必要者搬送訓練

宮城県、福島県、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、大崎地域広域行政事務組合消防本部、仙台市消防局、東北電力株式会社

2.11.3 訓練内容

①UPZ 内医療機関からの入院患者の搬送訓練

一時移転の可能性を考慮し、入院患者の転院搬送の事前準備として、宮城県原子力災害医療調整官から避難元医療機関に対し入院患者数の報告を依頼する。また、入院患者の報告を受けた原子力災害医療調整官は避難先医療機関及び搬送手段について調整を行う。

②避難退域時検査等場所からの除染必要者搬送訓練

避難退域時検査等場所での放射性物質汚染を伴う傷病者発生を想定し、簡易除染を避難退域時検査等場所で実施した後、原子力災害拠点病院等への搬送を行う。また、傷病者を受け入れた原子力災害拠点病院では、除染、救急処置及び内部被ばく検査を行い、高度被ばく医療支援センターへの転院搬送を実施する。

2.12 物資調達・供給

2.12.1 訓練概要

避難所等における物資需要を把握し、食料・水・生活必需品・医療品等の調達を行うとともに、供給方法の検討等を行う。

2.12.2 参加機関

宮城県

2.12.3 訓練内容

避難所等における物資需要を把握し、食料・水・生活必需品・医療品等の調達を行うとともに、供給方法の検討等を行う。

2.13 交通規制・警戒警備

2.13.1 訓練概要

警察、道路管理者、海上保安庁等による交通規制、海上警戒や道路状況の確認等を行う。

2.13.2 参加機関

宮城県、第二管区海上保安本部、陸上自衛隊、東日本高速道路株式会社東北支社 等

2.13.3 訓練内容

(1) 交通規制等

渋滞予測箇所における交通整理・誘導対策、等を実施する。

(2) 警戒警備

避難指示区域を中心とした警戒警備活動や広報活動を行う。

2.14 避難所等における感染症対策訓練

2.14.1 訓練概要

新型コロナウイルス流行下での原子力災害発生を模擬し、住民避難等の訓練を一部、感染症対策を加味して実施する。

2.14.2 参加機関

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町 等

2.14.3 訓練内容

2.5、2.6及び2.8の訓練において、新型コロナウイルス流行下での原子力災害発生を模擬し、車両や避難所等において感染症対策を施した対応を行う。

3 原子力事業者が参加主体となる訓練

3.1 対策本部運営訓練

3.1.1 訓練概要

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、本店及び発電所（緊急時対策所）に対策本部を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、緊急時対策所と原子力施設事態即応センター、原子力施設事態即応センターとERCとの間で継続的な情報共有を図る。

3.1.2 参加機関

東北電力株式会社、原子力規制委員会

3.1.3 訓練内容

女川原子力発電所緊急時対策本部にて、原子力事故等の進展予測を踏まえた事故拡大防止対策等を決定するとともに、女川原子力発電所緊急時対策本部、本店緊急時対策総本部及びERC間におけるプラント状況及び重大事故対策に関する情報共有を緊急時対策支援システム（ERSS）やテレビ会議システム等により行う。

3.2 通報連絡訓練

3.2.1 訓練概要

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況について関係機関への通報連絡を行う。

3.2.2 参加機関

東北電力株式会社、原子力規制委員会、関係地方公共団体 等

3.2.3 訓練内容

プラントの事象進展、被害状況等を把握し、原災法第10条事象、原災法第15条事象等の通報文及び応急措置の実施及び概要を記載した原災法第25条規程の報告文の作成を実施するとともに、社内外関係機関へのFAXによる一斉送信、着信確認等を行う。

3.3 警備・避難誘導訓練

3.3.1 訓練概要

発電所構内作業者等の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、発電所敷地内の立入制限を行う。

3.3.2 参加機関

東北電力株式会社

3.3.3 訓練内容

発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者、来訪者等について、退避誘導員により指定された集合・退避場所に誘導するとともに、発電所敷地内への立入制限を行う。

3.4 原子力災害医療訓練

3.4.1 訓練概要

発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し、原子力災害拠点病院医療機関への搬送等を行う。また、施設敷地緊急事態の発生後24時間以内に発電所構内に医療提供体制を確立するため、県外の関係機関等から医療関係者の派遣要請及び発電所構内への受入れを行う。

3.4.2 参加機関

東北電力株式会社、公益財団法人原子力安全研究協会 等

3.4.3 訓練内容

女川原子力発電所1, 3号機での放射性物質汚染を伴う傷病者発生を想定し、汚染除去等の応急措置を発電所構内で実施した後、原子力災害拠点病院医療機関への搬送等を行う。また、原子力災害発生後、長期対応が見込まれる時点で、関係機関に医療関係者の派遣を要請し、発電所構内への受入れ等を行う。

3.5 事故収束訓練

3.5.1 訓練概要

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。

3.5.2 参加機関

東北電力株式会社

3.5.3 訓練内容

事故拡大防止措置として、大容量送水ポンプの準備等を行う。

3.6 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

3.6.1 訓練概要

原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営を行い、原子力施設事態即応センター等との情報共有を行う。

3.6.2 参加機関

東北電力株式会社、原子力規制委員会 等

3.6.3 訓練内容

発電所の後方支援を目的とした原子力事業所災害対策支援拠点（女川地域総合事務所跡地）の設置・運営を行うとともに、本店緊急時対策総本部とプラント状況の情報共有や発電所後方支援に関する社内及び関係機関との連携を確認する。

3.7 原子力事業者支援連携訓練

3.7.1 訓練概要

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、美浜原子力緊急事態支援センターから提供を受けた資機材の発災発電所への搬送等を行う。

3.7.2 参加機関

東北電力株式会社、東京電力HD株式会社、美浜原子力緊急事態支援センター、陸上自衛隊

3.7.3 訓練内容

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定に基づく他の原子力事業者及び美浜原子力緊急事態支援センターへの情報連絡、資機材提供・要員派遣協力に関する情報提供・支援要請の連絡、原子力事業所災害対策支援拠点他への協力要員派遣及び美浜原子力緊急事態支援センター所有の遠隔操作資機材の発電所への自衛隊ヘリによる搬送を行う。

3.8 緊急時モニタリング訓練

3.8.1 訓練概要

発電所対策本部からの指示に基づく必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備を行う。

3.8.2 参加機関

東北電力株式会社

3.8.3 訓練内容

発電所対策本部からの指示に基づく発電所敷地内の必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備、放射線量率等の測定及び対策本部への連絡がなされることを確認する。

4 個別の要素訓練等

各機関等が、3の訓練の一部を、発電所の事故進展とは異なる事故進展のタイミングにて行う。